

手足口病報告数が警報レベルを超過 ～京都府における手足口病の流行状況について～

- 6月29日～7月5日の感染症発生動向調査において、京都府の手足口病の定点報告数が警報の基準である5を上回り、流行が警報レベルになりました。
- 感染拡大防止のため、手洗いの励行やタオルの共有を避ける、排泄物の適切な処理等の予防対策について、周知や注意喚起に御協力をお願いします。

1 手足口病の発生状況

- ・ 府内の定点当たり報告数が令和8年第27週（6月29日～7月5日）に9.27に達し警報レベルを超過
- ・ 地域別では乙訓（13）、山城北（12.2）、南丹（16）、中丹西（5.5）、京都市（10.11）が警報レベル超過
- ・ 手足口病の警報は令和6年第23週（6月3日～9日）以来、約2年ぶり

○地域別発生状況

	乙訓	山城北	山城南	南丹	中丹西	中丹東	丹後	京都市	府全域
定点あたり	13	12.2	2.5	16	5.5	0.5	1	10.11	9.27
レベル	警報	警報	—	警報	警報	—	—	警報	警報

- * 定点当たり数値：1週間の1定点医療機関当たり患者報告数（京都府の小児科定点医療機関は39箇所）
- * 警報の基準：1定点当たり患者報告数が5以上になったとき
- * 終息の基準：1定点当たり患者報告数が2未満になったとき

2 手足口病とは

- ・ 乳幼児を中心に流行がみられる病気で、口の中、手のひら、足の裏や足の甲などに2～3mmの水疱性の発疹が出ます。また、軽い発熱を伴うこともあります。
- ・ 手足口病は、ほとんどは数日間のうちに治る病気です。
- ・ 有効な特効薬や、特別な治療法はありません。

府民の皆さまへお願い

今後の感染拡大防止のため、次のような予防対策を行いましょう。

○外出後等の流水や石けんによる手洗いを励行する。

○タオルの共有を避ける。

○おむつの交換時等、乳幼児の排泄物を適切に処理し、処理後は手洗いをを行う。

※基本的には軽い症状の病気ですが、まれに髄膜炎等の合併症が起こる場合があります。経過観察を行い、高熱が2日以上続いたり、頭痛や嘔吐、呼びかけに答えずぐったりしているなどの症状がみられた場合は、すぐに医療機関を受診してください。

3 電話相談窓口について

【京都府感染症予防・対策課】 075-414-4723

(平日 8 時 30 分～17 時 ※12～13 時除く)

【各保健所】 (全て平日 8 時 30 分～17 時 ※12～13 時除く)

乙訓保健所・・・075-933-1153

中丹西保健所・・・0773-22-6381

山城北保健所・・・0774-21-2911

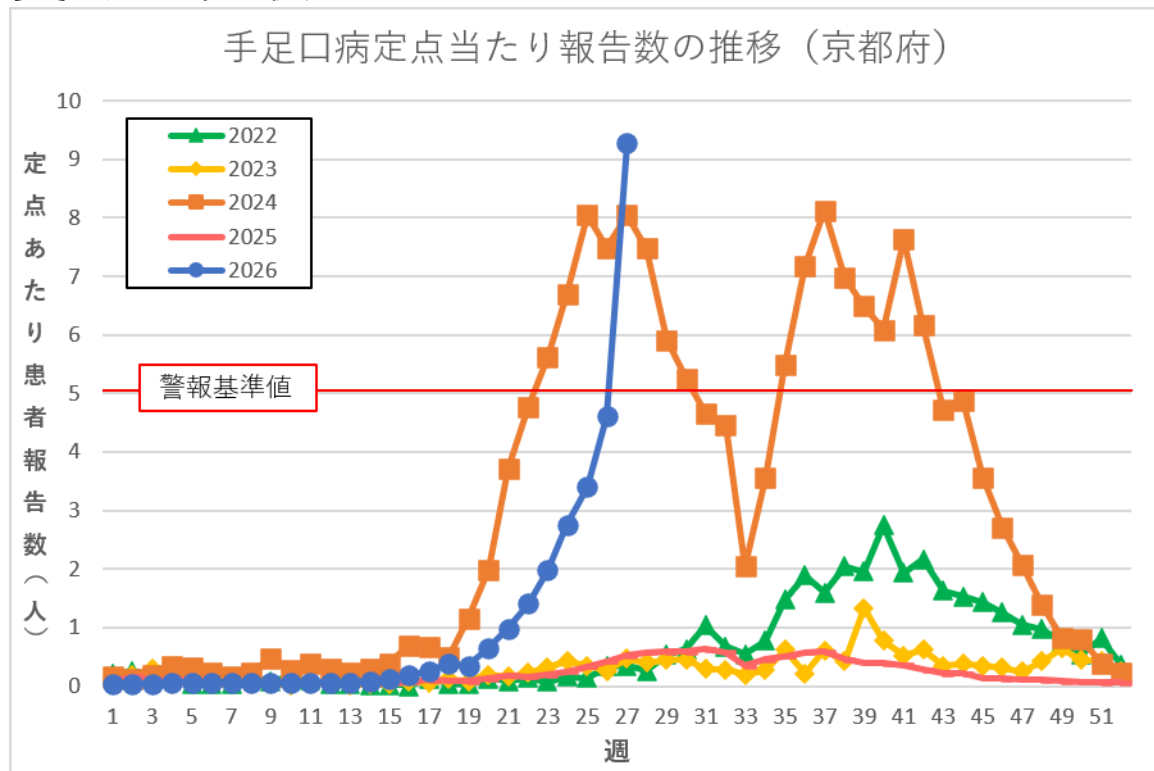
中丹東保健所・・・0773-75-0806

山城南保健所・・・0774-72-0981

丹後保健所・・・0772-62-4312

南丹保健所・・・0771-62-2979

参考：過去の発生状況



【本報道発表に関するお問合せ】

健康福祉部感染症予防・対策課

課長

三輪

TEL 075-414-5279

主幹兼係長

石倉

TEL 075-414-4768

